

# 連雀学園三鷹市立第一中学校PTA会則

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は、連雀学園三鷹市立第一中学校PTAと称し、事務所を同校内（東京都三鷹市下連雀9丁目10番1号）に置く。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会は、次の各号の達成を目的とする。

1. 生徒の心身の健全な成長を願い、よりよい家庭・学校及び社会を築くよう互いに協力する。
2. 生徒の教育について、保護者の理解を深め、保護者と教師とが協力する。
3. 保護者と教師の教養を高める。
4. 学校内外の教育的環境の整備・充実に協力する。
5. 生徒の校外生活・家庭生活の改善に協力する。
6. その他必要と認められる事項。

## 第 3 章 方 針

第3条 本会は、第2章の目的を達するために、次の方針によって運営する。

1. 特定の政党や宗教、または個人や団体の営利を目的とする行為は行わず、また利用もされない。
2. PTA連合会、同窓会、地域及びその他の関係団体と協調する。

第4条 本会は、学校問題について研究し、またその活動を助けるために意見を交換し必要な参考資料を提供するが、直接に学校の経営や管理、人事に干渉するものではない。

## 第 4 章 会 員

第5条

1. 本会は任意加入団体であり、会員は次の者がその資格をもつこととする
  - ① 本校生徒の父母、またはそれにかわる保護者
  - ② 本校の教職員
2. 入会及び退会
  - ① 年会費の納入をもって会員となり、進級時は③に規定する退会の申し出がない限り、当該年度の年会費を納入して会員を更新するものとする。なお、会員の子が卒業及び転出した時は、退会したものとする。
  - ② 年会費を納入した会員には、PTA会員証（1年間有効）を発行する。
  - ③ 会員はいつでも書面（様式任意）にて退会を申し出ることができる。

## 第 5 章 役員及び会計監査

第6条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名（保護者1名、副校長1名）
3. 書 記 3名（保護者3名）
4. 会 計 3名（保護者2名）
5. 会 計 監 査 3名（保護者2名）

第7条 役員及び会計監査の任期は1ヵ年とし、再任は妨げない。

1. やむを得ない事情で欠員が生じた場合は、推薦委員会の推薦を受け常任委員会の承認を得て、会長が決定し、すみやかに会員に報告しなければならない。
2. 補欠者の任期は、前任者の残存期間とする。

第8条 役員及び会計監査の選出は総会で次により行う。

役員及び会計監査候補者は、総会で役員候補者推薦委員会の推薦を受け、総会の承認を得る。

第9条 役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会、全体委員会、常任委員会および、役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、役員会・常任委員会・全体委員会の司会をする。  
会長不在の時はその職務を代行する。
3. 書記は、総会・常任委員会及び役員会の通知並びに議事録を作成・保管するとともに、本会の活動に関する広報を担う。
4. 会計は、本会のすべての経理を掌り、決算書を会長に提出するとともに、総会においてこれを報告する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。

## 第 6 章 委 員

第10条 本会に次の委員を置く。

1. 常任委員
2. 学年委員
3. 校外地区委員
4. 役員候補者推薦委員

第11条 委員の選出は、毎年4月に次の方法で行い、そのうちから互選により委員長1名、副委員長1名を選ぶ。

1. ① 学年委員は、各学年から2名以上5名まで選出する。教育支援学級については1名以上選出する。当該学年所属の教職員は原則として学年委員となる。  
② 校外地区委員は、各地区から若干名を選出する。
2. 前項各号により選出された正副委員長は、常任委員となる。
3. 役員候補者推薦委員は、1・2学年から5名以上選出する。
4. 教育支援学級の委員選出については、学年委員以外は学級の状況に応じて選出する。

## 第 7 章 会 議

第12条 本会に次の会議を置く。

1. 総 会
2. 常任委員会
3. 役 員 会
4. 学年委員会
5. 校外地区委員会
6. 学級会（任意保護者会）
7. 役員候補者推薦委員会
8. その他活動上必要な特別委員会

第13条 総会は、本会最高の決議機関であって、次の事項を決定する。

1. 会則及び規約の制定並びに変更。
2. 定時総会では、事業報告・決算報告及び事業計画・予算案を審議・承認し、役員及び会計監査を決定する。

第14条

1. 総会は、毎年4月に定時総会、必要に応じて臨時総会を開き、会長がこれを招集する。但し、会員の10分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。但し、委任状による出席も認められる。

第15条 常任委員会は、常任委員及び役員で構成する。

第16条 役員会は、役員で構成する。

第17条 常任委員会以外の各委員会は、委員長がこれを召集する。

第18条 学級会（任意保護者会）は、本会の目的を達成するために保護者と学級担任等で構成し、必要に応じて開催する。

## 第19条

1. 特別委員会は、本会の活動上必要と認めた場合、会長が発案し、常任委員会の承認を得て、設けることができる。
2. 特別委員会の委員長は、常任委員会の承認を得て、会長が任命する。
3. 特別委員会が設置された場合は、すみやかに会員に対しその目的等を報告する。

## 第 8 章 委員会の任務

### 第20条 委員会の任務は、次の通りとする。

#### 1. 常任委員会

- ① 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- ② 総会で決定された事項の実現について協議する。
- ③ 決算の検討を行い、次年度の予算案を作成し総会に提出する。
- ④ 会提出議案の作成、その他本会の運営に必要なすべての事項に携わる。

#### 2. 学年委員会

- ① 各学年・学級間の連絡・調整にあたる。
- ② 生徒の教育上の諸問題について協議し、協力する。
- ③ 会員の教養を高める計画を立案し推進する。
- ④ 学校と保護者間のパイプ役となり、必要な情報を交換し協力する。

#### 3. 校外地区委員会

- ① 学校の校外指導及び生徒の校外生活を向上させるために、地域の関係団体と協力する。
- ② 生徒の安全指導及び会員の福利厚生に寄与する活動に携わる。

#### 4. 役員候補者推薦委員会

- ① 定時総会で役員候補者を推薦する。
- ② 候補者の推薦は、総会の14日前までに決定し、総会の7日前までに全会員に通知しなければならない。
- ③ 役員候補者推薦委員会は、会員の推薦を参考にする。

## 第 9 章 会 計

### 第21条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

### 第22条 本会の会費は、次により行い会員の負担とする。

1. 会費の金額は、毎年、定時総会で定める。
2. 会費は、1世帯あたりとする。

### 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 10 章 学 校 長

### 第24条 学校長は、本会の顧問とし、本会のすべての会合に出席し発言する事が出来る。

## 第 11 章 雑 則

### 第25条 本会の弔慰に関する規定は、別に定める。

### 第26条 本会則は、総会において、出席者の過半数の同意を得なければ変更できない。

### 第27条 本会の個人情報取扱規則は、別に定める

## 附 則

昭和49年4月 1日実施

昭和63年3月15日改正

平成 2年4月 1日改正

平成 4年4月17日改正  
平成11年4月30日改正  
平成21年5月 7日改正  
平成26年5月 7日改正  
平成30年5月12日改正  
令和 元年5月11日改正  
令和 3年5月17日改正  
令和 5年4月 1日改正  
令和 6年4月 1日改正